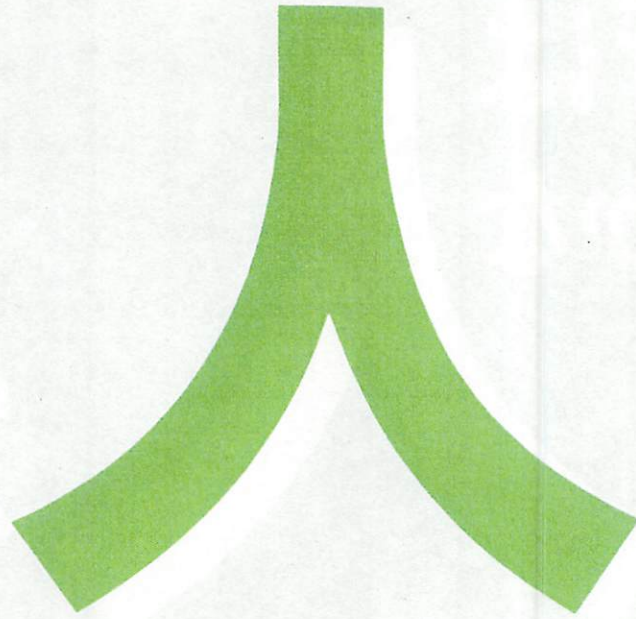


Court of Justice

裁 判 所



司法制度は人によって、人と共に、
進化していく。



ひとりひとりの パワー を 人 材 を 裁判所は 個性豊かな

Contents

はじめに	01	研修制度	12
組織	02	裁判所職員総合研修所	14
先輩からのメッセージ		待遇	16
○裁判所事務官	04	採用試験	17
○裁判所書記官	06		
○家庭裁判所調査官	08		
○新採用職員座談会	10		

より良い**未来**を
舌かきし、**創造**
するために。

広く
求めています。

はじめに

裁判所は、法の番人として、企業や市民相互の様々な紛争、公害や企業の倒産など社会で起きる多様なトラブルを解決したり、種々の犯罪事件に対する刑罰法規の適用など、社会の法秩序を維持し、良質な司法サービスを国民に提供するという重要な役割を担っています。

そして、21世紀初頭の現在、日本を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。急速な国際化、規制緩和の流れ、社会経済の複雑化の中で、裁判所も大転換期を迎えようとしているのです。そして今、新しい社会にふさわしい、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法にするため、様々な改革が進められつつあります。

そのような状況の中、今後、裁判所の果たすべき役割と、国民の裁判所への期待は一層高まるでしょう。その中で共に道を切り開き、未来の裁判所を支えるパワー溢れる高い志を持った方々を、我々はお待ちしています。

ORGANIZATION

組織

裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所速記官等が置かれています。

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課、資料課等）が設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



最高裁判所



名古屋高等裁判所



神戸地方裁判所

■最高裁判所 (東京)

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告、特別抗告）を取り扱います。

法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので「憲法の番人」とも呼ばれています。

■高等裁判所 (東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て（控訴、抗告）などを取り扱います。

■地方裁判所 (各都道府県の県庁所在地（北海道は、札幌、函館、旭川、釧路）)

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。

■家庭裁判所 (各都道府県の県庁所在地（北海道は、札幌、函館、旭川、釧路）)

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

■簡易裁判所

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか、民事の調停も取り扱います。

- 最高裁、高裁、地裁、家裁
- 高裁、地裁、家裁
- 地裁、家裁

地方裁判所

50庁（支部203庁）

簡易裁判所

438庁

最高裁判所

(東京)

高等裁判所

8庁（支部6庁）

家庭裁判所

50庁（支部203庁）

Court of Justice

刑事裁判



少年審判



電話会議システム

スピーカーから相手の声が聞こえ、マイクを通してこちらの声を伝えることができます。

遠隔地とのやりとりに便利です。



テレビ会議システム

遠隔地間の証人尋問等に利用されています。

カメラ位置の変更やズームも可能です。文字の小さな書証調べにも対応しています。



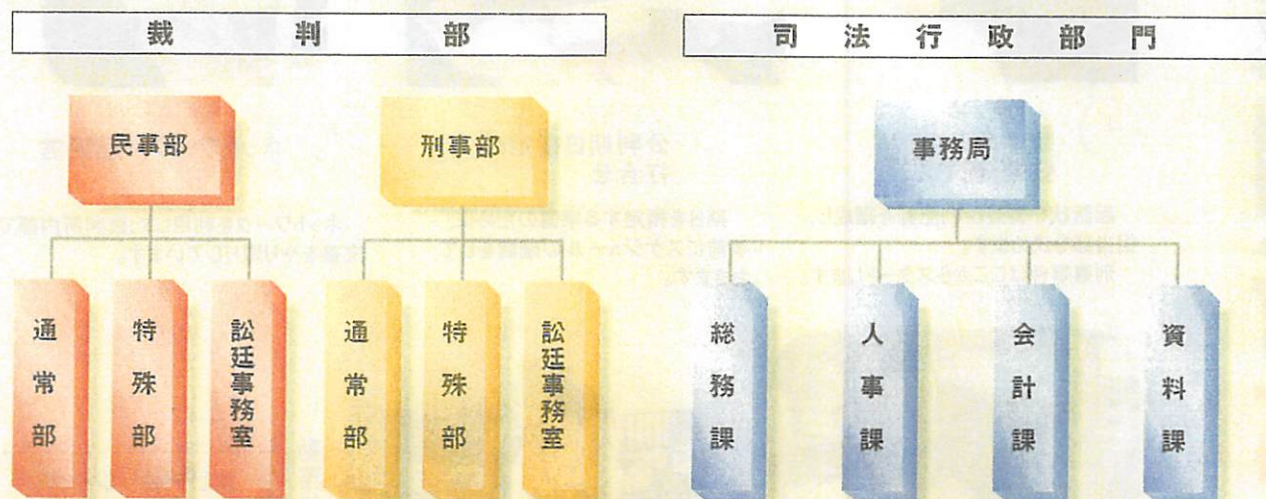
家事調停



受付相談

簡易裁判所や家庭裁判所では手続案内を行っています。紛争の内容に立ち入ることはできませんが、個別ブースでじっくりと当事者の話を聴き、手続の案内等を行っています。

地方裁判所組織の一例



■特殊部

民事部では、破産事件を処理する破産部や執行事件を処理する執行部等があります。刑事部では、令状の事務を行う令状部等があります。

■訟廷事務室

事件の受付や既済事件の記録の管理を行うほか、部に所属する職員の庶務的な仕事をしています。

※本パンフレットにおける事件関係者が含まれている写真は、すべて模擬を撮影したものです。

裁判所事務官とは

各裁判所の裁判部や事務局に配置されます。

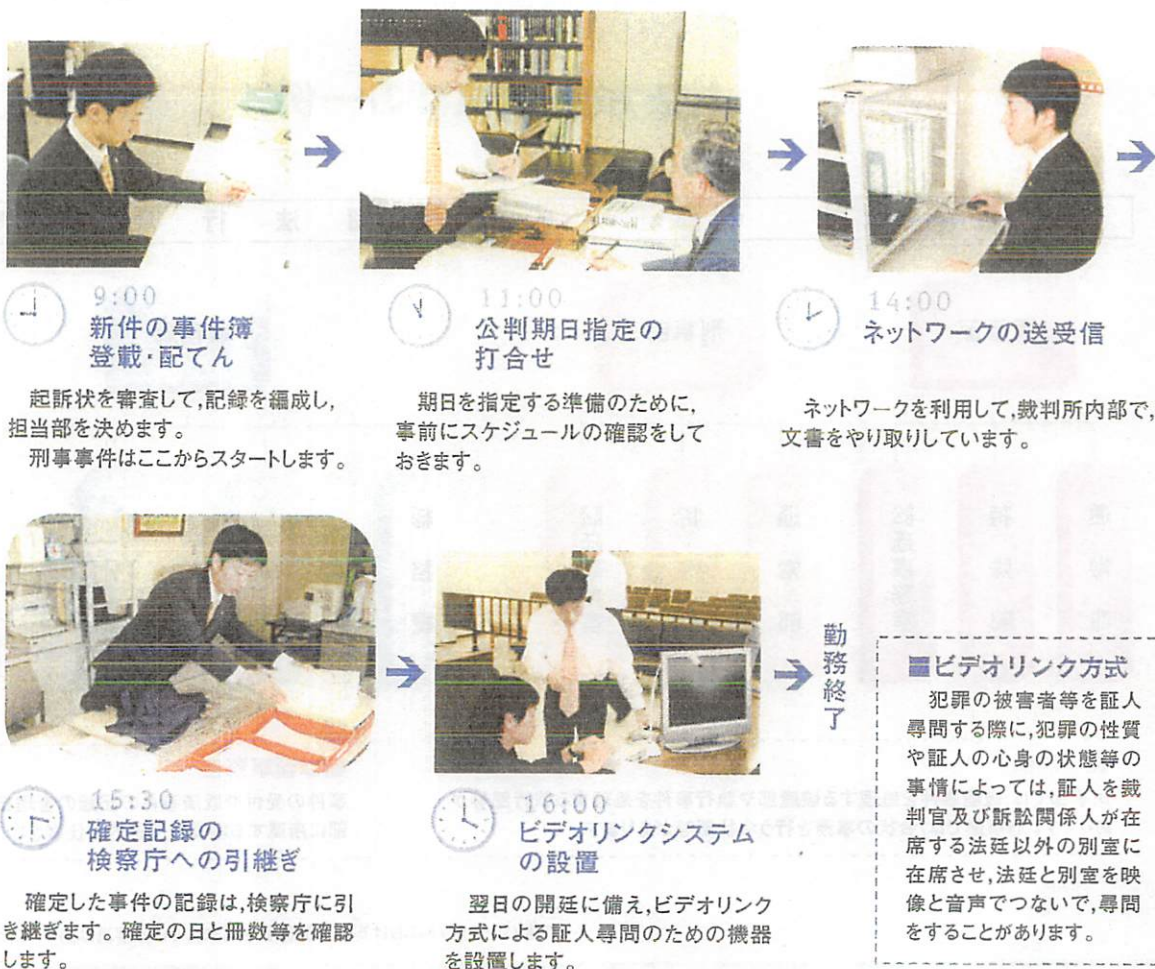
裁判部では、裁判所書記官のもとで各種の裁判事務を担当し、事務局では総務課、人事課、会計課、資料課等の司法行政事務全般を処理します。

裁判部と事務局とは、互いに連携を取りながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化によってますます増大するであろう司法需要に的確に対応し、適正迅速な裁判を行うため、裁判所事務官は、様々な部署で活躍しています。

チームの一員として

長野地方裁判所 刑事訟廷 宮川 英之
(平成12年採用)

私は、刑事部で、主に起訴状の受付、国選弁護人選任や公判期日指定の手続を担当しています。社会の変化に合わせて、次々と新しい法律や制度が生まれているので、これまで目にしたことのない請求等もあり、どう処理すべきか迷うこともあります。そのようなときは、自分なりに調べ、上司に相談しますが、ときには刑事部全員で文献をひっくり返し、議論して、妥当な方法を考えることもあります。こうした協力的な雰囲気が、今の職場の良いところだと思います。起訴から判決、確定までの刑事事件の手続は、刑事部というチームによって解決されています。常にチームの一員として、刑事手続を支えているという自覚と責任を感じながら仕事をしています。





青森家庭裁判所
弘前支部
林 俊介
(平成15年採用)

私は、家庭裁判所に送致された少年事件の受付、関係機関との連絡・調整や家事事件に関する窓口対応等を行っています。裁判官、書記官、調査官の仕事からも学ぶことが多く、非常にやりがいを感じ、また、実務の一端を担うことで、少年事件の複雑さ、奥の深さを実感しています。私たちの職務の取組いかんで、少年の将来を左右すると言っても過言ではなく、いつも身の引き締まる思いです。このように、私たちの責任は決して小さなものではありません。常に問題意識を持って職務に取り組む必要があると思います。そして、自分が少しずつ成長していると感じることができたとき、喜びと充実感を味わうことができます。

Q オフタイムの過ごし方は？

毎日の仕事の疲れを癒すために、休日に映画を観に行ったりします。いい映画を見ることで、また仕事への活力が湧いてくるような気がします。

少年係

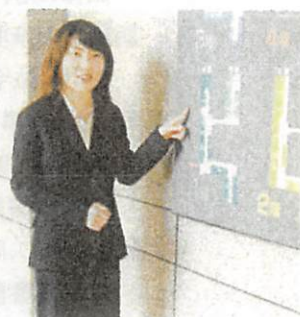
支払督促

私は、債務者に貸金等の支払を命じる支払督促手続を担当しています。

毎日多くの事件が申し立てられ、また、初めて裁判所を利用される方も多いため、適正迅速に仕事を進めることはもちろんのこと、利用者などに対し、丁寧で分かりやすい対応を心掛けています。

「説明を聞いて安心しました。ありがとう。」の一言は、とても嬉しく、やる気につながります。

このように、自分の仕事が少しでも紛争の解決に役に立ったと実感できたとき、この仕事に就いて良かったと思う瞬間です。



津簡易裁判所
若林 法子
(平成15年採用)

Q 若林さんは経済学部出身ですが、経済学を学んだことは、どんな場面で役立ちますか？

一つの現象について、様々な理論を用いてアプローチし、それらを分析するという経済学の考え方は、日々の仕事に非常に役立っています。また、今後、訴訟手続の多様化により、法律学以外の知識等が求められる機会が増えることも楽しみです。

《先輩からのメッセージ》

ごぞんじですか？最高裁判所の仕事。

私は、裁判員制度をはじめとする司法制度改革関連の仕事に携わっており、法規の制定・改廃に伴う下級裁判所への情報提供や関係する資料の作成など、その内容は多岐にわたっています。

最高裁での仕事が多岐にわたるのは、社会の変化のスピードが激しい現代では、そこから生じる新しいニーズに的確に対応する必要があるからです。

このように、最高裁で要求される職務は、時代の変化に伴って常に変化していきます。従前の仕事に不断の合理化を進めながら、国民の皆さまのニーズに対応した新しい仕事にチャレンジしていく、そうすることが最高裁で仕事をする上での醍醐味と言えるのではないのでしょうか。

Q1 後輩への希望は？

相手の立場に立って考えること。そして、チャレンジ精神を失わないこと。

Q2 沓水さんにとっての裁判員制度とは？

裁判所にとっては、新しいパートナーができるということ。最高裁の一員として、国民の皆さまに導入して良かったと思っていただけるような制度ができるよう準備しています。



最高裁判所刑事局
第三課課長補佐
沓水 一隆
(昭和62年採用)

裁判員制度

総務

家庭裁判所では、家事・少年事件のほかに平成16年4月から人事訴訟事件も取り扱うことになりましたが、多くの情報が集まる総務課で、課長補佐は裁判部と事務局とのパイプ役として、裁判部のニーズの的確な把握と情報提供に努めることが重要な職務です。事務局があらゆる角度から裁判部をサポートすることで、組織が充実し維持されると感じています。

また、裁判所の窓口として、報道対応や、相談・苦情処理なども重要な職務です。裁判所見学会や、日頃の相談業務を通じて、司法の果たす社会的役割や、国民から見た裁判所というものを強く意識するようになりました。このように多種多様な経験をしながら、多くのことを吸収し、より広い視野を持って仕事ができることに大きなやりがいや魅力を感じています。



鹿児島家庭裁判所
総務課課長補佐
山口 里枝子
(昭和62年採用)

Q 裁判所は女性が働きやすい職場というのは本当ですか？

男女の区別なく能力を発揮でき、母性保護に厚く、結婚・出産後も働き続けられる環境が整備されています。実際、周りでは大半の女性が職場復帰しています。職員間にもその環境を維持するため、協力し合う雰囲気が溢れていると感じます。

裁判所書記官とは

法律の専門家として、固有の権限が付与されており(裁判所法60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、訴訟費用額の確定、支払督促の発付等の職務を行います。

さらに、法令や判例の調査をしたり、裁判が円滑に進行するように、コートマネージャーとして、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも大きな役割です。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年間の研修を受ける必要があります。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額(俸給月額の約12%)が加算されます。

早期解決を目指して

高松地方裁判所 民事部 **小倉 典子**
(平成11年採用)

民事裁判を利用する人は、できるだけ早く、かつ公正に、紛争が解決されることを望んでいます。

裁判所書記官は、固有の権限に基づく職務のほか、訴訟の進め方を検討したり、当事者の主張内容を整理するなど、裁判官のパートナーとして積極的に裁判手続に関与する役割も期待されています。また、幅広い法律知識が要求されることはもちろんですが、裁判所の利用者と接する機会が多いので、公平な立場で何事にも柔軟に対応できる姿勢も要求されます。

私自身も、迅速な事務処理や丁寧な説明を心掛けたり、職場の民事訴訟法の勉強会に参加したりと、常に前向きな姿勢で仕事に取り組んでいます。



9:30
裁判官と進行の打合せ

次回期日を充実したものとするために、期日間準備をしっかり行い、事件の進行予定を裁判官と打合せします。



10:00
法廷立会

黒い法服は、何色にも染まらないという中立・公正の立場を象徴しています。



11:00
電話会議システムの準備

弁論準備期日では、電話会議システムを利用することもあります。



13:30
調書等の作成

調書等は迅速に作成します。
裁判所書記官が作成する和解調書は、強制執行において確定判決と同様の効力があります。



14:30
期日間準備

記録を読んで事件の内容を把握し、裁判官と協議します。
訴訟書類の送達や当事者との連絡調整等の準備も行います。



16:00
当事者対応

中立・公正な立場を崩さず、かつ利用者の視点に立ったわかりやすく丁寧な説明を心掛けています。

勤務終了